

令和8年6月30日（火）

第1回東松山市成年後見推進協議会

東松山市成年後見センターの 実績と取組について

東松山市成年後見センター

東松山市成年後見センターの役割・機能



I 相談・申立て支援（R7.4月～R8.3月末）

◆相談の実対象者数 75名（高齢60名、知的障害10名、精神障害5名）匿名相談除く
（延べ相談件数:476件）

ご本人

- ・ 将来を見据えた相談
- ・ 申立て手続きに関する相談
- ・ 自身の後見人に関する相談

親族

- ・ 金銭管理に関する課題の発生
- ・ 相続・不動産の売却等に関する課題の発生
- ・ 障害のある子どもの親なきあとに関する相談
- ・ 申立て手続きに関する相談

支援者

- ・ 頼れる親族がいないケースの金銭管理、施設入所契約に関する課題
- ・ 悪質商法に遭ってしまった方に対する相談

Ⅱ 広報啓発活動

パンフレットや広報紙、SNSを活用した成年後見制度の情報発信の他、出前講座や研修会を通じた地域住民・関係機関向けの普及啓発を実施。



社協だよりでの啓発
「成年後見センターの紹介」



住民向け啓発講座
「漫才でまなぶ成年後見制度(R6)」



きらめき出前講座
(サロン、民生委員児童委員協議会等)

Ⅲ 後見人支援

- ◆ ケース会議への参加や後見活動に関する相談対応
- ◆ 親族後見人を対象とした研修会の実施
- ◆ 後見人の情報交換の場



R7年度「親族後見人の集い」

(前半)

「新様式の後見等事務報告書の書き方」

「親族後見人として活動する上での留意点」

(さいたま家庭裁判所熊谷支部 裁判所書記官)

(後半)

「親族後見活動における質疑応答」

(司法書士)

IV 市民後見人の育成

